

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書



## 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書

千九百六十六年五月十四日にリオデジヤネイロで作成された大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の締約国は、

条約の改正を行うために作業部会を設置する旨の大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告（勧告第十号（二千十二年））及び当該作業部会によつて作成された改正のための提案の案を想起し、

改正後の条約に基づく漁業主体の参加に関する大西洋まぐろ類保存国際委員会の決議（決議第十三号（二千十九年））並びにまぐろ類又は海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類と認められる魚類に関する大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告（勧告第一号（二千十九年））（これらは、改正のための提案の不可分の構成要素であり、この議定書の確定に際し大西洋まぐろ類保存国際委員会によつて採択された。）に留意し、

この議定書に定める条約の改正のための提案が新たな義務を含むことを考慮し、

この議定書ができる限り速やかに全ての締約国について効力を生ずることができるようそれぞれの国内の

受諾手続を速やかに完了させることの重要性を強調して、

次のとおり協定した。

## 第一条

条約前文を次のように改める。

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類の資源に関する共通の関心を考慮するので、また、食用その他の目的のためのこれらの魚類の長期的な保存及び持続可能な利用を可能にする水準にこれらの魚類の資源を維持することについて協力することを希望するので、これらの資源の保存のための条約を締結することを決意して、このため、次のとおり協定した。

## 第二条

条約第二条及び第三条を次のように改める。

## 第二条

この条約のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではな

い。この条約は、国際法と適合するように解釈し、及び適用する。

### 第三条

- 1 締約国は、大西洋まぐろ類保存国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持することに合意する。委員会は、この条約に定める目的を遂行するものとする。各締約国は、委員会の構成員となる。
- 2 委員会の各構成員は、委員会に三人以下の代表を出すものとする。これらの代表は、専門家及び顧問の補佐を受けることができる。
- 3 委員会の決定は、原則としてコンセンサス方式によつて行う。コンセンサスに達することができない場合には、当該決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行う委員会の構成員の三分の二以上の多数による議決で行うものとし、委員会の各構成員は、一個の投票権を有する。定足数は、委員会の全ての構成員の三分の二をもつて構成する。
- 4 委員会は、二年に一回通常会議を開催する。特別会議は、委員会の全ての構成員の過半数の要請又は第六条の規定に基づいて設置される理事会の決定により、隨時招集することができる。

5 委員会は、その第一回会議において、及びその後は各通常会議において、締約国のうちから議長一人、第一副議長一人及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続いて二回以上再選されないものとする。

6 委員会及びその補助機関の会議は、委員会が別段の決定をしない限り、公開とする。

7 委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。

8 委員会は、その任務の遂行に必要な手続規則及び会計規則を採択する権限を有する。

9 委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに委員会の構成員に提出し、また、この条約の目的に關係のある事項について、委員会のいずれかの構成員の要請があつた場合には、その構成員に情報を提供する。

### 第三条

条約第三条の次に次の新たな第四条を加える。

### 第四条

委員会及びその構成員は、この条約に基づく業務を行うに当たり、次のことを行うために行動する。

(a) 関連する国際的に合意される基準並びに適當な場合には、勧告される方式及び手続に従い、予防的な取組方法及び漁業管理のために生態系を重視する取組方法を適用すること。

(b) 入手可能な最良の科学的な証拠を利用すること。

(c) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(d) 意思決定過程（漁獲の可能性の配分に関するものを含む。）その他の活動において公平性及び透明性を確保すること。

(e) この条約に基づく自己の義務を履行し、及び自己の漁業を発展させるとの開発途上にある委員会の構成員の特別な要請（国際法に従つた自己の能力の開発のニーズを含む。）を十分に認識すること。

#### 第四条

条約第四条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、次のように改める。

#### 第五条

1 この条約の目的を遂行するため、

(a) 委員会は、他の関連する国際的な漁業に関する機関又は漁業に関する枠組みの業務を考慮しつつ、

条約区域におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類（以下「I C C A T 種」という。）の資源並びにその他の種で条約区域の I C C A T 種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有する。この研究は、これらの種に関する調査、その環境に関する海洋学上の調査並びにその豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に関する調査を含む。委員会は、I C C A T 種と同一の生態系に属する種又は I C C A T 種に依存し、若しくは関連する種についても研究することができる。

(b) 委員会は、(a)に規定する責任を遂行するに当たり、委員会の構成員の官公署及びその行政区画の技術的及び科学的役務並びに情報をできる限り利用するものとし、かつ、望ましい場合には、公私の団体若しくは機関又は個人から得ることができる役務及び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の予算の範囲内において、かつ、委員会の関係する構成員の協力を得て、いざれかの国 政府若しくは団体又は他の国際機関により行われている調査を補足するため、独自の調査を行うことができる。

(c) 委員会は、(b)に規定する団体若しくは機関又は個人から受領した情報が質及び客觀性に関する確立

された科学的な基準に合致することを確保する。

2 1の規定の実施は、次のことを含む。

(a) 条約区域の ICCCAT 種の現在における状態及び傾向に関する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b) 条約区域の ICCCAT 種の資源を最大持続生産量を実現することが可能であり、かつ、この生産量に合致するような ICCCAT 種の効果的な利用を確保する水準以上に維持するための方法に関する情報を探査し、及び評価すること。

(c) 研究及び調査を委員会の構成員に勧告すること。

(d) 委員会の調査結果の報告及び条約区域の ICCCAT 種に関する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

## 第六条

1 委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事会を設置する。理事会に代表を出す締約国は、委員会の各通常会議において選出される。もつとも、締約国数

が四十を超えた場合には、委員会は、理事会に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事会に選出されないものとする。委員会は、理事会の構成員の選出に当たつては、締約国の地理的利益、そのまぐろ漁業及びまぐろ加工業の利益並びに理事会に代表を出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払うものとする。

2 理事会は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間において少なくとも一回会合する。委員会の会議と次の会議との間において、理事会は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行い、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事会の決定は、委員会が定める規則に従つて行う。

## 第七条

委員会は、この条約の目的を遂行するため、種別若しくは種群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

- (a) その担当する種若しくは種群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに関係のある科学的情報その他情報を収集することについて責任を有する。

(b) 科学的調査を基礎として、委員会の構成員がとるべき共同措置に関する勧告を委員会に提案することができる。

(c) 当該種若しくは種群又は地域に関係のある情報を得るために必要な研究及び調査並びに委員会の構成員の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。

#### 第八条

事務局長は、委員会が任命し、その任期は、委員会が定める。事務局長は、委員会が定める規則及び手続に従うことを条件として、委員会の職員の選任及び管理に関する権限を有する。事務局長は、また、特に、次の任務のうち委員会が与えるものを遂行する。

- (a) 第五条及び前条の規定に従つて行われる調査計画を調整すること。
- (b) 委員会の検討を受けるために予算見積書を作成すること。
- (c) 委員会の予算に従つて資金の支出を許可すること。
- (d) 委員会の資金の会計を行うこと。
- (e) 第十三条に定める機関との協力について取り決めること。

(f) この条約の目的を遂行するために必要な資料、特に I C C A T 種の資源の現在の生産量及び最大持続生産量に関する資料の収集及び分析の準備を行うこと。

(g) 委員会の承認を得るため、委員会及びその補助機関の学術上、管理上その他の報告を作成すること。

## 第九条

1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、次のことを目的とする勧告を行うことができる。これらの勧告は、2及び3に定める条件に従つて委員会の構成員について効力を生ずる。

(i) 条約区域において、I C C A T 種の資源の豊度を最大持続生産量を実現することができる水準以上に維持し、又は回復することにより、I C C A T 種の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。

(ii) 必要な場合には、I C C A T 種に依存し、又は関連する他の種の個体数をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、当該他の種の保存を促進すること。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行われる。

(i) 適当な小委員会が設置されていない場合には、委員会の発議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているが、その小委員会が提案を承認していない場合には、委員会の全ての構成員の少なくとも三分の一の承認を得た委員会の発議による。

(iii) 適当な小委員会が承認した提案による。

(iv) 当該勧告が二以上の地域又は種若しくは種群に関連する場合には、これらの適当な小委員会が承認した提案による。

2 1の規定に基づいて行われた勧告は、その勧告が採択された際に委員会が別段の合意をする場合及び3に規定する場合を除き、その勧告を委員会の構成員に伝達する委員会の通告の日の後四箇月で委員会の全ての構成員について効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、勧告が三箇月未満で効力を生ずることはないものとする。

3 (a) 1(b)(i)又は(ii)の規定に基づいて行われた勧告の場合には委員会のいずれかの構成員が、1(b)(iii)又は

(iv)の規定に基づいて行われた勧告の場合には当該小委員会の構成員たる委員会のいずれかの構成員

が、2に定める期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、その異議を申し立てた委員会の構成員については、効力を生じない。

(b) 委員会の構成員の過半数が2に定める期間内に異議を申し立てた場合には、その勧告は、委員会のいずれの構成員についても効力を生じない。

(c) (a)の規定に従つて異議を申し立てる委員会の構成員は、その異議を申し立てる時に、委員会に対し、その異議の理由を書面により提出する。その異議の理由は、次の一又は二以上の理由に基づくものとする。

- (i) その勧告がこの条約又は国際法の他の関連規則に適合しないため。
- (ii) その勧告が異議を申し立てる委員会の構成員を法律上又は事実上不当に差別するものであるため。
- (iii) 委員会の構成員が、保存及び持続可能な管理のために異なる取組方法を採用したため又はその勧告を実施するための技術的な能力を有していないため、実行可能性の観点からその勧告を遵守することができないため。

(iv) その結果として異議を申し立てる委員会の構成員がその勧告を実施し、又は遵守することができない安全保障上の制約のため。

(d) この条の規定に従つて異議を申し立てる委員会の各構成員は、実行可能な限り、保存管理措置の代替案の説明を委員会に提供する。当該代替案は、異議を申し立てている勧告と少なくとも同様に効果的なものとする。

4 勧告に対して異議を申し立てた委員会の構成員は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それが既に効力を生じているものである場合には直ちに、他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その構成員について効力を生ずる。

5 事務局長は、委員会の全ての構成員に対し、この条に従つて受領した異議及び説明の詳細並びにその異議の撤回を速やかに送付し、及び勧告が効力を生ずる時期を通告する。

## 第五条

条約の新たな第九条の次に次の新たな第十条を加える。

## 第十条

1 委員会においては、紛争を防止するためには、あらゆる努力を払うものとし、いずれの紛争の当事者も、この条約に関する紛争を友好的な方法によつて、かつ、できる限り速やかに解決するため、相互に協議する。

2 紛争が技術的な性質を有する事項に關係する場合には、紛争当事者は、委員会が採択する手続に従つて設置される特別の専門家委員会に当該紛争を共同で付託することができる。当該専門家委員会は、紛争当事者と協議するものとし、拘束力を有する手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。

3 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国の間に紛争が生ずる場合には、当該紛争が平和的手段によつて解決されるよう最善の努力が払われるものとする。

4 1から3までに規定する手段を通じて解決されない紛争は、解決のため、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。紛争当事者は、仲裁を共同で要請する前に、紛争の範囲に合意すべきである。紛争当事者は、仲裁裁判所を構成し、及び仲裁を行うことについて、この条約の附属書Iによること又は紛争当事者が相互の合意によつて適用することを決定する他の

手続によることを合意することができる。当該仲裁裁判所は、この条約、国際法及び海洋生物資源の保存に関する関連の基準であつて紛争当事者が認めるものに従つてその決定を行う。

5 この条に定める紛争解決のための制度は、この条の規定が効力を生ずる日の後に発生する行為、事実又は事態に関する紛争についてのみ適用する。

6 この条のいかなる規定も、この条に定める紛争解決に代えて、紛争当事者が締結している他の条約又は国際約束の要件に従い、当該他の条約又は国際約束に基づく紛争解決を追求する紛争当事者の能力に影響を及ぼすものではない。

## 第六条

条約第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、次のように改める。

## 第十一条

1 委員会の構成員は、この条約の実施を確保するために必要な全ての措置をとることに同意する。委員会の各構成員は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自らがとつた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

2 委員会の構成員は、次のこととに同意する。

(a) 委員会の要求があつた場合には、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

(b) 委員会の構成員の官公署が前記の情報を得られず、かつ、それを提供することができない場合には、委員会が、委員会の構成員を通じて、会社及び個々の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。

3 委員会の構成員は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置をとる目的で相互に協力するものとする。

4 締約国は、条約区域（領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く。）に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

## 第十二条

1 委員会は、各通常会議に続く二年の期間の委員会の共同経費の予算を採択する。

2 (a) 委員会の構成員は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に

従つて算出された金額を拠出する。委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、委員会の各構成員について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量（未処理の形態における重量とする。）及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

(b) 会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票する委員会の全ての構成員の合意によつてのみ決定され又は変更されるものとし、委員会の構成員は、その案について九十日前に通報を受ける。

3 理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した総予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行うことができる。

4 委員会の事務局長は、委員会の各構成員に毎年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

- 5 二年の期間の予算のための分担金は、委員会が決定する通貨により支払うものとする。
- 6 委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を委員会の各構成員に送付する。
- 7 その後は、いずれかの二年の期間に先立つて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細表の案を委員会の各構成員に提出する。
- 8 委員会は、委員会のいずれかの構成員の分担金の延滞額が当該年度に先立つ二年間に支払うべき分担金の額以上になる場合には、その構成員の投票権を停止することができる。
- 9 委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費を賄うため及び委員会が定めるその他の目的のため、運転資本基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金の額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。
- 10 委員会は、委員会の会計について、毎年、独立の監査が行われるように取り計らう。この監査報告は、委員会によつて、又は委員会の通常会議が開かれない年には理事会によつて、審査され、かつ、承

認めなければならない。

11 委員会は、その業務の遂行のため、2に規定する分担金のほか、寄附を受けることができる。

### 第十三条

1 締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならないことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行うものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事務局長が委員会及びその補助機関の全ての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2 委員会の構成員は、委員会と委員会の業務に寄与することができる他の国際漁業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行われなければならないことに同意する。委員会は、そのような国際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3 委員会は、適当な国際機関又は国際連合若しくは国際連合専門機関の加盟国の政府で委員会の構成員でないものに対し、委員会及びその補助機関の会議にオブザーバーを送るように招請することができ

る。

## 第七条

条約第十二条を新たな第十四条とし、同条2を次のように改める。

2 この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、いずれの締約国も、十年目の年又はその後のいずれかの年の十二月三十一日に、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長に宛てた書面による脱退の通告を行うことによつて、この条約から脱退することができる。

## 第八条

条約第十三条を新たな第十五条とし、同条1を次のように改める。

- 1 (a) 委員会は、いずれかの締約国又は委員会の発議により、この条約に対する改正を提案することができる。その提案は、コンセンサス方式によつて行う。
- (b) 国際連合食糧農業機関の事務局長は、改正案の認証謄本を全ての締約国に送付する。
- (c) 新たな義務を含まない改正は、締約国の四分の三による受諾の後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

(d) 新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日に効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従い効力を生ずる。

(e) この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

## 第九条

条約の新たな第十五条の次に次の新たな第十六条を加える。

## 第十六条

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

## 第十条

条約第十四条から第十六条までを二条ずつ繰り下げ、次のように改める。

## 第十七条

1 この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放しておく。このような政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に入ることができる。

2 この条約は、署名国によりその憲法の規定に従い批准され、又は承認されなければならない。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託する。

3 この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後に批准書、承認書又は加入書を寄託する政府については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

4 この条約は、政府間経済統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限（これら的事項に関する条約を締結する権限を含む。）を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第十一条4において「国」並びに前文及び第十五

条1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6 4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

#### 第十八条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定める全ての政府及び同条4に定める全ての機関に通告する。

#### 第十九条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十七条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

#### 第十一条

条約に次の二の附属書を加える。

## 附属書 I 紛争解決手続

1 第十条4に規定する仲裁裁判所は、適當な場合には、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成すべきである。

- (a) 一の紛争当事者は、他の紛争当事者に対して仲裁人の氏名を通報すべきであり、また、当該他の紛争当事者は、その通報の後四十日以内に第二の仲裁人の氏名を通報すべきである。委員会の二を超える構成員の間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事者は、共同で一人の仲裁人を任命すべきである。紛争当事者は、第二の仲裁人の任命の後六十日以内に第三の仲裁人を任命すべきである。第三の仲裁人は、委員会のいずれの構成員の国民でもなく、かつ、最初の二人の仲裁人の国籍を有しないものとする。第三の仲裁人が仲裁裁判所を主宰すべきである。

- (b) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されない場合又は紛争当事者が所定の期間内に第三の仲裁人の任命に同意することができない場合には、当該第二の仲裁人又は当該第三の仲裁人は、紛争当事者の要請により、当該要請の受領の日から二箇月以内に委員会の議長によつて任命されることができる。
- 2 仲裁裁判所の決定は、その構成員の多数決により行うべきである。仲裁裁判所の構成員は、投票に際

し棄権すべきでない。

3 仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束するものとする。紛争当事者は、直ちにその決定に従うべきである。仲裁裁判所は、一の紛争当事者の要請により、決定について解釈を行うことができる。

#### 附属書II 漁業主体

1 二千十九年十一月十八日に採択されたこの条約に対する改正の効力発生の後、委員会が定める手続に従つて二千十三年七月十日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であつて、この附属書と並行して採択された決議第十三号（二千十九年）に反映されているもののみが、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。当該約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面による通告を行うことにより、当該約束を撤回することができる。その撤回は、一層遅い日が通告に明記される場合を除くほか、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。

- 2 第十五条の規定に従つてこの条約に対し行われるその後の改正の場合には、1に規定する漁業主体は、委員会の事務局長宛てた書面を送付することにより、改正後の条約に定める条件に従う旨及び当該改正後の条約に従つて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。漁業主体によるこの約束は、同条の規定に定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいづれか遅い日に効力を生ずる。
- 3 委員会の事務局長は、次のことを行う。締約国に対し、1及び2に規定する約束又は通告を受領したことと通告すること。その通告を締約国に利用可能なものとすること。この条約及びその改正の批准及び承認並びにこれらへの加入並びにこれらの効力発生の通告を含め、締約国からの通告を漁業主体に提供すること。漁業主体と事務局長との間で送付される書類を安全に保管すること。
- 4 1及び2に規定する書面の送付により、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明した1に規定する漁業主体は、委員会の関連する業務（意思決定を含む。）に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一條から第十三条までに定めるものを有する。

5 この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従つて表明した1に規定する漁業主体が関係する紛争が友好的な方法によつて解決されない場合には、当該紛争は、紛争当事者の合意により、場合に応じて、特別の専門家委員会に、又は紛争の範囲に合意するよう努めた後、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

6 1に規定する漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

7 二千十三年七月十日後に協力的な地位を獲得したいずれの非締約国、団体及び漁業主体も、この附属書の適用上、漁業主体とはみなされないものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条から第十三条までに定めるものを有しない。

#### 第十二条

英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、二千十九年十一月二十日にスペインのパルマデマヨルカにおいて、その後は二千二十年十一月二十日までローマにおいて署名のために開放しておく。この議定書に署名しなかつた条約の

締約国は、いつでも、承認書、批准書又は受諾書を寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証謄本を条約の締約国に送付する。

### 第十三条

この議定書は、条約の締約国の四分の三が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後九十日目の日にこの議定書を締結した条約の締約国について効力を生じ、その後は、条約の他の締約国について、それぞれによる承認、批准又は受諾の日に効力を生ずる。この議定書が前条の規定に従つて署名のために開放された後に条約の締約国となる政府は、この議定書を受諾したものとみなす。

### 第十四条

この議定書が条約の締約国の四分の三（承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託したもの）について効力を生じた後、承認書、批准書又は受諾書を寄託していない条約の締約国は、引き続き委員会の構成員となる。委員会は、この議定書が条約の全ての締約国について効力を生ずる時まで、その秩序ある機能を確保するための措置を採用する。この議定書がいまだ効力を生じていない条約の締約国の場合においても、これらの改正を暫定的に実施することを選択することができるものとし、その旨を国際

連合食糧農業機関の事務局長に通告することができる。

二千十九年十一月十八日にスペインのバルマデマヨルカで作成した。

